

## 沖縄県立芸術大学教務委員会規程

令和3年4月22日

冲芸大規程第90号

(設置)

**第1条** 沖縄県立芸術大学（以下「本学」という。）における教育計画及び履修に関し、全学的に調整を必要とする事項を審議するため、本学に教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

**第2条** 委員会は、学長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本学の学年暦に関する事。
- (2) 教育課程に関する事。
- (3) 学生の履修に関する事。
- (4) その他教務に関し全学的調整を必要とする事項

(組織)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（教育担当）
- (2) 各学部教務・学生委員会委員長
- (3) 全学教育センター長
- (4) 各研究科運営委員会委員長
- (5) 各学部の専任教員各1名
- (6) 学長が必要と認める者

(任期)

**第4条** 前条第5号及び第6号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任命)

**第5条** 委員は、学長が任命する。

(委員長)

**第6条** 委員会に委員長を置き、副学長（教育担当）をもって充てる。

(会議)

**第7条** 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は各学部教務・学生委員会委員長から要請のあったときは、会議を招集する。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

**第8条** 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

**第9条** 委員会の庶務は、教務学生課において処理する。

(雑則)

**第10条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が定める。

**附 則** (令和3年4月22日学長決裁)

この規程は、令和3年4月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

**附 則** (令和5年3月17日学長決裁)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。